

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第14回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	令和2年（2020年）8月4日（火） 15時30分から17時10分まで
開 催 場 所	枚方市役所 本庁舎 別館4階 第4委員会室
出 席 者	委 員：大西会長、後閑副会長、荒木委員、代田委員、蔦田委員、中口委員、横山委員、石橋委員、小林委員 事 務 局：狩野学校教育部長、森澤学校教育部参事、藤丸学校教育部次長、赤土放課後子ども課長、北田放課後子ども課課長代理、田中放課後子ども課係長、永田放課後子ども課係員
欠 席 者	なし
案 件 名	【議 事】 1. 総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）について
提出された資料等の名称	資料1 総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）について 資料2 「児童生徒の居場所」の検証について 資料3 今後のスケジュール 参考資料1 児童の放課後を豊かにする基本計画 参考資料2 児童の放課後を豊かにする基本計画（わかりやすい版） 参考資料3 保護者アンケート
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童生徒の居場所」の検証についての課題整理を行うこと。</li> <li>・基本計画（わかりやすい版）の再整理を行うこと</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	4名
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	学校教育部 放課後子ども課

## 審 議 内 容

大西会長 ただ今から「第 14 回 児童の放課後対策審議会」を開催いたします。事務局より委員の出席状況の報告をお願いいたします。

事務局 本日の出席状況は、委員 9 人全員に出席いただいております。附属機関条例第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

大西会長 報告のとおり、定足数に達しているため会議を始めます。  
「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 まず、資料 1 をご覧ください。「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」のイメージ図となりますが、「放課後キッズクラブ」は 3 月に策定しました「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づいて事業を進めていくこととしています。今回、「基本計画」を参考資料 1 として付けさせていただきます。放課後事業再編の趣旨としましては、児童がより豊かな放課後を自ら創造できる環境の整備に向け、安全・安心に、「仲間」と過ごすことができる「空間」と「時間」（3 間）をすべての児童に用意する放課後対策事業を総合的に運営することで、大人の関与を必要最小限にとどめた、児童の仲間集団での自由な遊び等を通じた自主性・社会性の育成や児童の健全育成を図るものです。

また、留守家庭児童会室の児童だけではなく、すべての児童がともに自由に遊べる放課後の豊かな遊び環境の効率的・効果的な提供を行い、保護者が安心して仕事等に専念できる、安全・安心な児童の居場所を提供することで小 1 の壁を打破し、次代を生きる力を備えた人材を育成し、そして、子育て世代をターゲットにした魅力的なまちづくりを目指すものです。

「枚方子どもいきいき広場」及び「放課後自習教室」につきましては、「児童会室」及び「放課後子ども教室」と緊密な連携・協働を行います。

また、先般の審議会において、大西会長より、「基本計画」の概要版について、「低学年にもわかりよいものを」とのご意見をいただいておりますので、「放課後子ども教室」に特化したものにはなりますが、参考資料 2 の「基本計画」のわかりやすい版（案）を事務局で作成いたしましたので、ご覧ください。

わかりやすい版では、低学年の子どもたちに興味を持ってもらえるような内容としており、「放課後子ども教室」の活動は、どうしたら参加できるのか、どんなことができるのかなどに対し、質問形式で作成しています。

このわかりやすい版については、まだ精査段階であり、今後、委員の皆様からのご意見を踏まえて、修正していきたいと考えています。

この総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）につきましては、令和 3 年以降の放課後キッズクラブの導入に向けた運営ノウハウと実施結果の検証を行うため、本来であれば 7 月 1 日から 8 月 31 日までモデル事業を実施する予定でしたが、地元説明会等をこのコロナ禍のなかで中止せざるを得なかったことや、学校の夏季休業期間短縮、土曜日授業実施も踏まえて、今回のモデル事業については、見送ることといたしました。

これに伴い、「放課後キッズクラブ」をどのような形で検証し、繋げていくかについては、資料 2 の「児童生徒の居場所の検証」をご覧ください。今回、モデル事業の実施が中止となりまして、モデル事業の検証ができなくなりましたが、この度のコロナ禍において児童

会室を休止してエッセンシャルワーカーなど対象を限定して実施した「緊急的な居場所」または「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」を共同で実施した、「児童生徒の居場所」の実態が児童会室以外の児童も含めて保育を行うといった内容であったことから、今般の児童生徒の居場所の実施結果の検証を行う中で、放課後の事業の検証に代えたいと考えております。

3月2日からの、小中学校の臨時休業処置に伴いまして、保護者の就労等によって一人で過ごすことが難しい児童生徒を対象として、「臨時的な児童生徒の居場所」や、「児童会室」をはじめとする「児童生徒の居場所」を段階的に実施しました。まず、1の「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」ですが、3月2日から4月7日までの間は、登室自粛の要請はしておらず、児童会室においては、密を避けるため、概ね30名程度で運営を実施しておりました。

また、「臨時的な児童生徒の居場所」においては、3月3日から3月24日まで、8時半から15時まで開設し、運営については教職員が中心となっております。

次に、2の4月8日から4月17日の対応についてですが、4月7日に7都道府県に対し緊急事態宣言が発令され、その後の対応となっております。「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」を実施しておりまして、この期間から登室の自粛要請をお願いしております。児童会室の運営体制につきましては、1班20名として運営しており、「臨時的な児童生徒の居場所」の運営体制は、1の期間と同様です。

続きまして、2ページ目、3の「緊急的な居場所」の設置になります。こちらは4月17日に13都道府県が特定警戒都道府県に指定されたことに伴い、4月20日から5月15日まで「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」を休止し、医療従事者など社会の機能を維持するため就労継続が必要な方を対象に、「緊急的な居場所」として8時30分から15時まで新たに開設したものでございます。こちらの運営体制としましては、1グループ概ね20名程度として、児童会室職員と教職員が共同で実施をしたものです。

続きまして、4の5月18日から6月の12日までの対応でございますが、5月16日に府の休業・自粛要請が解除されたことに伴い、「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」を児童会室で共同実施することといたしました。この間も登室自粛要請は行っておりました。また、児童会室に在籍していない児童についても8時30分から15時までを基本に受け入れを行い、児童会室職員を中心に教職員と共同で実施していたものです。運営体制については1班当たり15名程度とし、感染拡大防止の観点から運営を行ったものでございます。

続きまして、5の6月15日から6月30日までの対応については、6月15日からは学校における通常の教育活動の実施に合わせ、「臨時的な児童生徒の居場所」は終了し、「児童会室」のみ開室をしております。児童会室については、登室の自粛要請を継続しながら運営を行いました。運営体制については、1班20名で実施いたしました。

次に、6の7月1日からの状況については、学校の本格再開における40人学級の状況及び感染拡大の兆候は見られないということ等を踏まえ、「児童会室」も通常運営といたしました。運営体制は1班40名程度で実施しております。登室の推移については、資料2の最後のページにグラフでお示しておりますのでご確認ください。続きまして、資料3ページをご覧ください。こちらは、「児童生徒の居場所」の検証の論点整理になります。児童会室の職員及び教職員から直接聴取した内容となります。課題及びそれに対する必要な取り組みを、論点整理として記載しております。まず、児童会室職員と教職員の連携の課題についてです

が、児童会室職員については、「現場が望む学校の協力体制」や「留守家庭児童会室に在籍していない児童への対応」、「子どもたちが過ごす適切な教室の確保」などの課題が挙げられています。また、教職員からも「子どもたちが過ごす適切な教室の確保」について、提供が困難だったという意見もありました。これに対し、今後は「子どもの安全を最優先に保育見守り体制の構築」や「学校と児童会室連携について、協力体制を明確にし、全学校で統一」、「学校と児童会室における日頃からのコミュニケーションの強化」などについて、取り組んでいくこととしています。

コミュニケーションの強化については、児童会室運営をよりご理解いただくため、児童会室運営に関する資料を配布するなど取り組みを進めています。

次に、職員の働き方については、「人員体制の調整の難しさ」「感染防止のための消毒液の不足」「限られたスペースでの3密防止対策」「すべての児童会室で情報共有されない」などの課題が挙げられており、また、教職員からは、「学校本格再開後は、日々の消毒作業があり教員の応援体制が困難であった」や「児童会室に必要な人員確保してほしい」という意見がありました。

それに対し、今後は、「児童会室職員の補充」や「柔軟な勤務体制の導入」「消毒液・マスクなど消耗品の配備」などに取り組んでいくこととしています。

次に、4ページをご覧ください。「児童生徒の居場所」における保護者等の意見になります。7月3日から7月13日にかけて45児童会(世帯数3,885世帯)のうち、山田、津田、蹉跎、川越児童会室の255世帯を対象に調査しました。調査項目は「コロナ感染防止の緊急事態宣言下の生活について」と「緊急事態宣言下での留守家庭児童会室の取り組みについて」です。参考資料3にアンケート原本を付けていますのでご覧ください。4ページにお戻りください。2の回収結果として、255世帯中、189世帯から回答があり、全体の74.1%となっています。学年の割合は児童会室在籍児童数の学年割合と適合しております。3の調査結果の概要ですが、まず、「4月8日の登室自粛要請以降、週に何日ほど休ませたか」については、自由意見の中で、「登室自粛要請もあったが、コロナが怖かったので仕事を調整して休ませた」など、コロナ感染に関する不安の意見も多く、全体が50%を占めています。一方で「仕事の都合がつかず登室させた」という意見も多く、週0～2日間の休みが34%でした。次に、「児童会室を休んでいる時、子どもはどうしていたか(複数回答可)」については、「親が休業」が42%、「子どもだけで留守番」が26%、自由意見として「子どもだけの留守番でのストレスが心配」という意見がありました。選択肢の「その他」の主なものとしては、「親が在宅勤務をしながら保育」や「祖父母に預けた」などがありました。次に、「感染防止のため、子どもにどのようなことを言い聞かせていたか(複数回答可)」については、感染防止対策として「マスク着用」「うがい手洗い」「人との距離」について、80%の保護者が子どもに言い聞かせていたことが分かります。特になしは0でした。選択肢の「その他」の主なものとしては、「消毒をしっかりする」「不要なものに触らない」「規則正しい生活をする」といったものもありました。次に、「児童会に行くことで、子どもがコロナに感染しないか心配したか」については、「そう思う」「やや思う」が77%、自由意見の中では、「マスクを外してしまう児童もいて不安」という意見もありました。また、「他の児童に移さないか不安」という意見もありました。次に、「児童会室の班の児童数を15名～20名程度とした感染防止の取り組みは適正だったと思うか」については、「そう思う」「やや思う」が71%を占めています。一方で、「思わない」「やや思わない」の評価は3%でした。次に、「不安なく預けることができたか」については、「そう思う」「やや

思う」が52%でした。一方で、「遊びなどの制限がある中での保育のため、子どものストレスが心配だった」や「感染防止対策への不安」という意見があり、「思わない」「やや思わない」は全体の20%を占めています。次に、「児童会室職員への評価」については、「そう思う」「やや思う」が全体の94%でした。一方、「思わない」という評価はありませんでした。自由意見としては、「職員も感染リスクのある中で精一杯頑張ってくれた」「感謝している」という意見がありました。最後に、本市では児童の放課後の居場所として、児童会室は継続しながら、全児童を対象とした「放課後子ども教室」を検討しているとした上で、「放課後子ども教室についてどう思うか」という質問をしました。このことについては、「ぜひ参加したい」が28%、「興味があるが説明を聞いてから考えたい」が59%でした。

大西会長 ただ今、議案1「総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）」、コロナ禍での児童の居場所の検証について説明がありました。ご質問・ご意見をいただければと思います。

横山委員 資料2アンケート5ページにて「子どもだけで家にいた26%」とあるが、何年生か。低学年が家で留守番するのと、高学年が留守番するのは違うと思います。何年生が何割か、数字を出してほしい。低学年は少ないとのことだが、少なければよいというものでもないのでしょうか。

事務局 「子どもだけで家にいた」には、友達同士や兄弟といた場合も含まれるので、本当に一人で留守番していたかどうかはわからない。後日お示しさせていただきます。

大西会長 仮に1年生が一人で留守番していれば、6才の子どもが留守番していることになる。場合によっては虐待にもなりかねないので精査して教えてください。

後閑委員 資料2の人数はアンケートを実施した4校だけですか。前半は登室2,551人とあるが、アンケートの回収は4校255世帯とあります、どちらですか。

事務局 前半「1. 児童生徒の居場所の概要」は前項での利用者の分析であり、後半「3. 児童生徒の居場所における保護者の意見等」はアンケートを実施した4校の分析であり、対象が異なります。

薦田委員 資料2「児童生徒の居場所の検証」の3ページ「必要な取り組み」はコロナ対応を想定しているようだが、今回のコロナ禍での、「学校との連携」や「職員の応援体制」については、平常時であっても必要な取り組みと感じる。学校と児童会室の日常的な連携について、密にしていく必要があるのではないのでしょうか。

事務局 現場と学校との連携については、普段から情報共有も含め、密に行っています。

荒木委員 今まで審議会では放課後子ども教室などの議論を重ねてきたが、今回の「児童生徒の居場所の検証」は緊急的な居場所の確保等で、コロナ禍で受入対象をエッセシャルワーカー等に限定した「緊急的な居場所」は、「放課後キッズクラブ」の検証に代えるのは無理があると思

います。この検証結果が放課後子ども教室の検証になるのかわからないですし、「放課後キッズクラブ」の検証に代えるのであれば、何を検証の対象とするのかをまず整理する必要があるのではないのでしょうか。

事務局 この度の「緊急的な居場所」または「児童会室」と「臨時的な児童生徒の居場所」を共同で実施した、「児童生徒の居場所」の実態が児童会室以外の児童も含めて保育を行うといった内容であったことから、R3年度以降の事業実施に繋げていきたいと考えており、この審議会で、課題等のご意見をいただけますでしょうか。

横山委員 子ども教室には教員は入らないのではないかと。

事務局 「放課後キッズクラブ」における教員の関わりについては、「基本計画」においても「教員の負担とならないよう進める」としており、その考え方で相違ないが、保育・見守りを行うスペースの確保等においては、学校と児童会室での連携は必要になります。

代田委員 「児童生徒の居場所の検証」のアンケート部分に、職員の負担軽減や職員の体調が心配、とあるが、通常の職員の勤務時間は何時間ですか。

事務局 授業日は13:15～19:00のシフト勤務です。

代田委員 13:15までの勤務時間が増えているということだが、どのように処理されているのですか。

事務局 午前の勤務が増えているが、支援員・准支援員・サポート員で運営し、学校休校中は教職員等の応援も頼んでいました。

中口委員 機構改革があったが、学校と留守家庭児童会室間の連携は高まったのですか。

事務局 学校の先生にも普段の授業という勤務がある中で、児童生徒の居場所では手伝ってほしいと依頼しても難しいこともあったが、子どもたちのためということで、より連携を深めていると思います。

代田委員 「児童生徒の居場所の検証」をキッズクラブの検証として利用するというので、何が共通するのか考えていたのだが、「留守家・非留守家の児童が一緒にいる」ということかと思う。今回の居場所の事業では、感染拡大の防止ということに主眼が置かれていて、自主性を重んじる「放課後キッズクラブ」と感染防止という安全を最優先とした「児童生徒の居場所」では内容が異なるのではないかと。放課後子ども教室、放課後キッズクラブの検証といえるのか。今後検討が必要ではないですか。

葛田委員 また、今回の「児童生徒の居場所の検証」では遊びに関しても課題があったのですか。

事務局 まず、「児童生徒の居場所の検証」におけるキッズクラブと、居場所の検証としての共通点として、児童会室に在籍している児童と在籍していない児童とでの扱いの差が課題としてあ

げられることは共通にあると思う。図らずも留守家庭児童会室への在籍の有無にかかわらず、同一小学校区の児童が共に過ごし、立場や所属を超えた人員が連携と協働をもってその運営にあたった点は共通する。例えば、おやつがそうで、児童会室に在籍している児童にはおやつがあり、在籍していない児童にはない。こういった点が検証できると思う。児童会室に在籍している児童からは保育料をいただいております、キッズクラブに関してはいただいております。基本無料である。留守家庭児童会室のおもちゃを、非留守家の子どもが使えるのか、といった問題（質問）が現場レベルでは上がっていた。おもちゃに関しては使ってもらっていたが、同じ部屋で活動する以上、特に留守家庭児童会室の施設を利用して緊急的な居場所の運営をしていた学校では様々な点で検証が必要と感じる。キッズクラブでも同じような課題があると考え、垣根を取り払った事業執行が必要と考えます。

大西会長 ありがとうございます。

様々な意見をいただいておりますが、「参考資料2 児童の放課後を豊かにする基本計画（わかりやすい版）」についてもご意見いただきたいと思っております。

代田委員 「児童の放課後を豊かにする基本計画（わかりやすい版）」は、「放課後子ども教室」については、非常にいい内容で記載されていると思っておりますが、「児童の放課後を豊かにする基本計画」について、基本計画の柱くらいは記載していいのではないかと。「自由にできる場所」「安全・安心に過ごせる」ということなどを入れていただいた方がよいのではないかと。基本計画の基本理念である20ページあたりの内容を子どもに理解できるように入れていただきたいです。

大西会長 基本計画について、小学生の1年生・2年生にわかるように伝えるのは非常に難しいと思っておりますが、「子ども教室」についてはわかりやすく作られてる。これを作った先生は子ども計画の理念や考え方についてわかりやすく書いてくれています。

事務局 この資料は、何年生をターゲットにするか。やはり低学年に説明するのは難しいので、まずはたたき台として、今回提出した。この後、議論を交えて、最終的な形にしたいと思います。

葛田委員 「子どもの権利条約第32条」について、遊び、文化の基本理念を入れて考えてはどうですか。

代田委員 どういったことが安全・安心といえるのかについては難しいが、子どもが安心して、自由にやりたいことができる場が大事だと考える。ただ、難しいのは、自由な行動には社会性の裏づけがあるので、そういったことを書くにはどうしたらよいか。そこには友達がいる、一人でも遊べる、友達とも遊べる、困ったときは大人たちが助けてくれる。実はこういうことはスペシャルギフトではなく、あなたたちがそもそも持っている権利だよということを、どうやったら1年生・2年生に伝えられるかということを考えていました。

葛田委員 子どもの権利条約の絵本というのがあって、非常にわかりやすい、事務局にお送りします。それを参考に、代田委員とも相談してやってほしいです。

荒木委員 一番わかりやすいのはアニメのキャッチフレーズと思う。そういったキャラクターのセリフを入れてくれれば、子どももイメージが膨らむと思います。

小林委員 児童会室の職員は非常に苦勞をしていた。学校としてもできる限り協力すべく連携を行った。平常時は、学校と留守家庭児童会の連携は、学校だよりをやり取りしたり、協議を行ったりしているが、災害時の連携の確認や、要支援の児童の情報共有、児童の生活の状況の共有などを行っている。特に要支援の児童については、教員一人がつきっきりになることも多く、大変でした。

石橋委員 自分は、小学校4年生の子どもが、留守家庭を利用していましたが、家で在宅勤務をしており、児童会に負担をかけないように7月で退室した。今後、「キッズクラブ」や「放課後子ども教室」が始まったとして、一度遠のいた留守家庭児童会の子たちとの交流に再び足が向くかという不安はあり、難しいと思う。「児童生徒の居場所」における子ども同士の「遊び」ということで考えると、感染防止を踏まえた「遊び」の部分をどう子どもたちに保証していくのが課題であり、コロナ等で児童会から遠のいた子どもに再び放課後事業に参加するにはハードルもあると思います。ですが、家ではできないことが放課後子ども教室ではできると思うので、皆が行きたいと思い、安全な「遊び」を「放課後キッズクラブ」で用意を工夫して行い、安全に参加できる環境にできれば、意義があると思います。今後どのような体制が必要であるか検討しておく必要があるのではないですか。

大西委員 遊びの部分で、密を避ける観点からも、どのように安全に遊ぶのかは難しいと思うが、今後やり方についても考えていかないといけないと思います。他にご意見がないようでしたら、続いて資料3「今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3 今後のスケジュールについて、ご説明します。このスケジュールは、現在コロナ禍ではあるが、学校は通常通り運営しており、この状況が維持された場合のスケジュールとなります。新型コロナウイルスの拡大状況によっては変更となる場合がございます。本日、8月4日に開催していますのが第14回審議会となります。次に、9月～11月にかけて、委託事業者選定審査会を開催予定としております。そこで、答申をいただき、11月に庁内委員会で確認を取った後、12月の第15回審議会で、事業者の選定結果報告を予定しております。その後、令和3年4月からは、基本計画に基づく取り組みの推進に取り組んでいく予定としております。

大西会長 では、ご質問やご意見はございませんか。

代田委員 審議会と直接は関係ないかもしれないが、事業者選定について、「児童会」と「放課後子ども教室」をまとめて委託、もしくは直営となっていると思う。今回の検証の資料の中にも、普段子どもたちと接する職員が緊急的な居場所を実施することで子どもも安心できたと思う。児童の居場所でどういった職員が入るのが大事だと感じた。子どもは、自分の知っている職員や先生が入ることで安心できる。事業者が入ったとき、子どもがどう感じるのか、

慎重に考えてほしい。全国的に民営化が進む中で、そこで働く職員をどう取り扱うのか、子どもたちのことも考えてほしいです。

大西会長 委員からの非常に重要な指摘だったと思います。

それでは、（他に）ご意見がないようでしたら、以上をもちまして、第 14 回 「児童の放課後対策審議会」を終了します。お疲れ様でした。

【閉会】